

令和2年度公益財団法人土佐山内記念財団嘱託員（常勤職員）採用試験要項

1 当財団の概要

高知県と高知市の出捐により、平成7年4月に設立された財団法人（平成24年4月1日に公益財団法人へ移行）で、旧土佐藩主山内家から高知県へ移管された古文書と美術工芸品約6万7千点、土佐藩や高知県に関する地域資料約1万2千点を収蔵し、整理保存、調査研究、展示、教育普及、及び歴史文化活動における地域連携、観光振興に関する活動を実施。

平成28年度より高知県立高知城歴史博物館の指定管理者となり、現在同館の管理運営にあっている。

平成28年5月からは、同年3月に指定を受けた国史跡土佐藩主山内家墓所（高知市筆山）の管理団体に指定され、史跡の管理体制の構築と適切な整備を進めるため、新たに墓所管理に関する活動を実施している。

2 採用予定人員及び職務内容

（1）採用予定日及び採用予定人員

令和2年9月1日から11月1日までの間に採用予定

（赴任希望日応相談）

嘱託員（土佐藩主山内家墓所管理担当） 1名

（2）職務内容

土佐藩主山内家墓所の整備活用委員会の開催と資料の取りまとめ、墓所環境の調査と整備及び墓所公開、関係機関との連絡調整、補助金申請等に関する事務を担当する。

※土佐藩主山内家墓所の様子については YouTube に「360°動画」を掲載しています。「YouTube 土佐藩主山内家墓所」で検索してください。

3 雇用契約

雇用期間は3年以内とする。ただし勤務成績が良好で運営上欠かせない人材であるときは雇用を延長することがある。

4 応募資格

（1）次のいずれにも該当する者が応募できる。

①大学又は大学院において日本史学又は考古学を専攻し、卒業・修了した者（なお、大学院博士課程・修士課程在学のまま赴任も可）

②普通自動車免許（AT限定可）を保有し、運転ができること。

（2）次のいずれかに該当する者は応募できない。

①成年被後見人及び被保佐人

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

5 応募手続等

(1) 応募提出書類 各1部

- ①履歴書（当館規格のもの。本人自筆。）
- ②最終学歴の修了（卒業）証明書
- ③成績証明書（大学学部以降のもの）
- ④業績一覧（様式自由で、論文・書評・学会発表・報告書執筆（補助を含む）等に分類して記入。）
- ⑤抱負書（1200文字以上1600文字以下。A4用紙。自筆でなくてもよい。）

「大名家墓所の文化財としての意義と課題」

*最終的に採用予定者となった者には健康診断書の提出を求める。

なお、医師の診断により職務遂行が困難であると診断された場合、採用を見送る場合もある。

(2) 応募書類提出先

〒780-0842 高知市追手筋2丁目7番5号

公益財団法人土佐山内記念財団 嘱託員採用係

応募書類は必ず郵送で、封筒の表に「嘱託員応募書類在中」と朱書きし、書留郵便で送付すること。

(3) 応募書類受付期間

令和2年7月20日（月）～7月24日（金）〈午後5時必着〉

6 選考試験の方法等

(1) 選考手順

- ①書類選考（選考結果並びに筆記・面接試験の詳細については、7月29日（水）までに通知する）
- ②筆記試験（書類選考合格者に対して行う）
- ③面接試験（ ” ” ）

(2) 試験日及び試験会場（予定）

①筆記・面接試験

ア 日時

令和2年8月8日（土）

午後1時00分～2時00分

専門基礎（大名家墓所に関することを中心に出題）

午後2時20分～3時20分

作文（600字～800字程度）

（職員としての適性・思考力・文章力に関するもの）

午後3時30分～

面接試験

*筆記試験は全て記述式です。

イ 会場

「高知県立高知城歴史博物館」

高知市追手筋2丁目7番5号 1階ホール

7 採用

(1) 通知

採用・不採用の結果は8月14日（金）までに文書にて通知する。
採用に際しての提出資料等については、改めて連絡する。
但し、採用試験の結果、適格と判断される人物がいない場合は、採用を見送る場合もある。

(2) 勤務場所

高知市追手筋2丁目7番5号 高知県立高知城歴史博物館

(3) 給与等

給与は当財団の給与規程（高知県の行政職給与表に準じる）が適用され、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件に応じて支給される。

また、期末・勤勉手当も支給される。

（大学卒業初任給は213,200円。既卒者は採用以前の職歴等に応じて加算される）

(4) その他

当財団は、日本育英会等の奨学金返済免除の対象とはならない。

採用後6ヶ月は試用期間とする。

その期間の勤務実績が良好である場合に正規の雇用契約を締結する。

ただし、理事長が必要と認める場合には、試用期間を1年間まで延長することがある。

8 資料請求・問い合わせ先

公益財団法人土佐山内記念財団

高知市追手筋2丁目7番5号

電話（088）871-1600

担当 秋澤・榎本

ホームページにも、要項と提出用別紙様式書類を掲載
<http://www.kochi-johaku.jp>